



退職金・DBの書類提出期限

65歳到達以前に退職する方 … **退職月末日**

65歳に到達する方 … **65歳到達月末日**

(65歳誕生日時点でYKKグループに勤務)

* いずれも**基金必着**です！

65歳到達以前に退職する方と

65歳に到達する方(65歳以降もYKKグループで勤務)の

<退職給付 手続リーフレット>

退職後または65歳到達時の「**退職金**」「**確定給付企業年金(DB)**」「**確定拠出年金(DC)**」についてまとめたリーフレットです。

必ずご覧いただき、期限までに必要な手続をご自身で行ってください。



YKK企業年金基金

◆ 記載の内容は、2024.4.1時点の情報に基づいて作成しています。

◆ 本資料は作成時点の情報をもとに作成しているため、法令変更などにより、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

「あなたが受け取れる退職給付」を確認しましょう！

共通

どのような退職給付が受け取れるのか、以下のフローチャートで確認し、該当した方にチェック☑してみましよう。

社員等※になった日は2013年3月31日以前ですか？

※ 役員・執行(専門)役員・社員(見習い含む)・準社員

はい

いいえ

2016年3月31日以前、以下の会社に
在籍していましたか？

◆YKK APエクステリア ◆九州エクステリア ◆北陸PG

はい

いいえ

☐

あなたが受け取れる退職給付

退職金

確定給付企業年金
(DB)

確定拠出年金
(DC)

☐

あなたが受け取れる退職給付

退職金

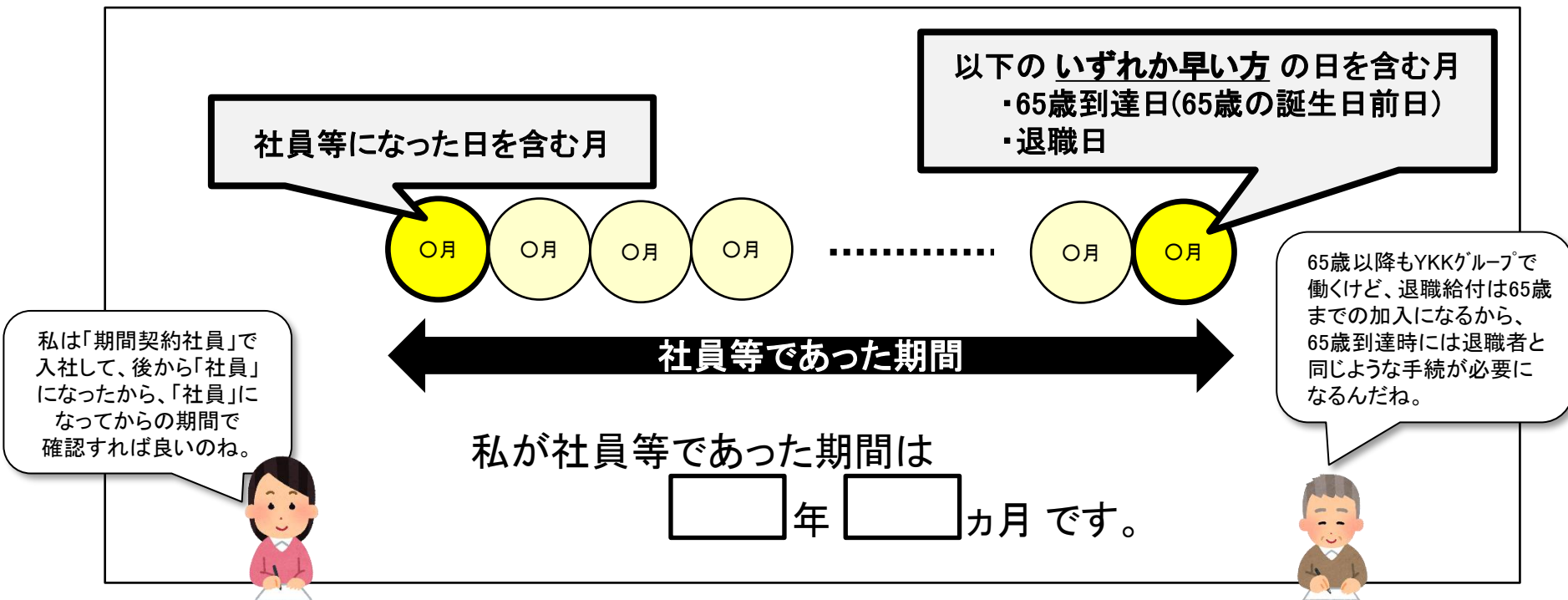
確定拠出年金
(DC)

↑ こちらに該当した方で、平成15年10月31日以前に遺族年金や障害年金の受給権を取得されている方は、事前に基金までご連絡ください。

「社員等※であった期間」を確認しましょう！

共通

※ 役員・執行(専門)役員・社員(見習い含む)・準社員(見習い含む)



例1) 1998/4/30に社員として入社し、2020/12/1付で退職した場合。

⇒ 社員等であった期間は、1998/4～2020/12 までの 22年9ヵ月となる。

例2) 2000/4/15に期間契約社員として入社し、2001/4/1に社員に昇格、その後2020/12/20付で退職した場合。

⇒ 社員等であった期間は、2001/4～2020/12までの 19年9ヵ月 となる。

(期間契約社員は、社員等には該当しないため、期間には含みません。)

(注) 65歳の誕生日時点でYKKグループ勤務の方は、65歳到達日(誕生日前日)に加入者でなくなります。

(注) 社員等であった期間には、公職休職や育児(介護)休業の期間も含めます。

(注) 期間の計算に不安がある人は、手続を進める前に、YKK企業年金基金 へお問い合わせください。

「退職給付の見込額」を確認しましょう！

共通

あなたが受け取れる退職給付の見込額は、毎年9月に通知される「退職給付見込額のお知らせ」で確認できます。直近のお知らせで見込額を確認してみましょう。

000010 - 001343 - A01 - 0002 - 784100 - 10450 - 9999999
加入者番号 : 999999 年 金 太 郎 様 2017 年 9 月 PD

退職給付 見込額のお知らせ (計算基準日: 2017年3月31日 時点)

計算基準日時点の見込額をお知らせいたします。
このお知らせは、計算基準日時点の見込額ですので、実際の金額と異なる場合もあります。予めご了承ください。
このお知らせの見方については、グループ提示板およびE-Mateのお知らせに掲載していますのでご覧ください。
「制度のしくみ」などは、基金ホームページをご覧ください。※シミュレーションも掲載しています。

【お問い合わせ先】YKK企業年金基金 (TEL) 内線: 732-2086 [HP] イントラ版: <http://s0130.cd.jpn.ykkglobal/nenkin>
外線: 03-3864-2086 インターネット版: <http://www.ykk-nenkin.jp/>

<イメージ>

■退職金

退職金の見込額
に関する内容が記載

※7月と12月の積立額は、給料に対する積立と、賞与に対する積立を合算した額になっています。
※運用実績(利子)は、運用結果により毎年変わるため、積立額ではありません。退職時に確定し、退職金に上乗せされます。
※運用内訳は、基金ホームページをご覧ください。

■DB(確定給付企業年金)

DBの見込額
に関する内容が記載

～DC(確定拠出年金)の見込額について～
DCの資産残高は、JIS&T社(DC業務委託会社)から毎年1回(2月)送付される「お取引状況のお知らせ」で確認できます。

■ 見込額の計算基準日は？

計算基準日は、前年度末(3月31日)時点です。

見込額は、あくまで計算基準日時点の額であり、退職時または65歳到達時の見込額ではありませんので、ご注意ください。

- * 計算基準日時点で、受け取れる給付が発生していない(勤続3年未満 等)場合は、見込額のお知らせが通知されません。
- * YKK企業年金基金のイントラ版HPにある「年金・一時金シミュレーション」で、計算基準日以降の見込額を概算で算出することもできます。(インターネット版は利用不可)
⇒ YKK企業年金基金のイントラ版HP: <http://s0130.cd.jpn.ykkglobal/nenkin/>

■ 「退職給付 見込額のお知らせ」はどこで確認できる？

<“明細くん”を利用できる方>

明細くんの「退職給付見込額のお知らせ」から確認してください。

<紙で給料明細を受け取っている方(“明細くん”を利用できない方)>

9月の給料明細と一緒に配付された、紙のお知らせで確認してください。



「最終出社後のため“明細くん”が見られない」
「紙で配付されたお知らせを紛失してしまった」

直近に通知したお知らせを再発行することができます。

希望される方は、基金(TEL: 03-3864-2086)までご連絡ください。

見込額は個人情報のため、電話やメールではお答えできません。

(注) 本人以外からの依頼や、送付先住所が会社登録住所と相違する場合等、
本人より「再発行依頼書」を提出いただいてから再発行となる場合があります。



「受け取れる退職給付に応じた手続」を確認しましょう！

共通

「あなたが受け取れる退職給付」の手続を確認しましょう。（受け取れる退職給付は1ページで確認しましょう。）

退職給付の種類	手続に関するページ	
退職金	手続は 5～10ページ を参照	【お問合せ先】 YKK企業年金基金 TEL : 03-3864-2086 FAX : 03-3864-2087 メール: kikin.jpn@ykk.com ※メールの場合は、従業員番号・氏名・ 生年月日・折り返し先の電話番号を必ず 記入してください。
確定給付 企業年金 (DB)	手続は 11～16ページ を参照	
確定拠出 年金 (DC)	手続は、別途お渡ししている 「60歳未満で退職される方へ」 または 「60歳以降で退職される方へ」 のDCリーフレットを参照	会社への手続は不要 です。 状況等により手続先は異なりますので、 ご自身で手続先へ必要な届出を行ってください。 詳細は人事担当者等から配付されたDCのリーフ レットで確認してください。

「退職金」と「DB」は会社(基金)へ
手続をする必要があるけど、
「DC」は会社(基金)へ手続する
訳ではないのね。



「退職金の受取方法」を選択しましょう！（1）

◆社員等であった期間(2ページ参照)が3年以上20年未満の場合の選択肢

☐ 「一時金」で受け取る

☐ 「他の制度※2」に移して将来の年金につなげる(ポータビリティ)

★2021.4.1以降に社員等になった方で65歳の誕生日時点でYKKグループ勤務の方は、次の選択肢も選択可能です。

☐ 一時金の受取時期を「YKKグループ退職時まで繰下げる(遅らせる)※4」

	主なメリット	主なデメリット
一時金 で受け取る	・次の方は退職所得控除※1のメリットを受けられる。 → 2021.3.31以前に社員等になった方 → 2021.4.1以降に社員等になった方で65歳到達日(誕生日前日)以前に退職する方	・年金として受け取ることができない。 ・2021.4.1以降に社員等になった方で65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方は、65歳到達時は在職中のため退職所得控除※1が受けられない。(一時所得※3)
他の制度※2 に移す	・移した先の制度に応じて、年金として受け取ることができる。 ・再就職先の制度に移す場合、再就職先の制度と通算が可能。	・受け取れる給付に確定給付企業年金(DB)もある場合、DBも同じ制度に移す必要がある。 ・退職所得控除※1のメリットを受けられない。
一時金受取を 退職時まで繰下げる※4	・繰下げ中は利息がつく ・退職所得控除※1のメリットを受けられる。	・利息は10年国債の応募者利回りをもとに算出されるため、状況によっては利息がつかない場合がある。

(注)社員等であった期間が20年未満の方の一時金は、退職から10年で時効となりますのでご注意ください。

* 65歳の誕生日時点でYKKグループ勤務の方で、65歳時に退職時までの繰下を未選択の場合は、65歳到達日から10年で時効となります。

*社員等になった日が2020.4.1以降の方は、10年ではなく5年で時効となります。

※1 「退職所得控除」は18ページ参照

※2 「他の制度に移す(ポータビリティ)」は23～24ページ参照

※3 「一時所得」は19ページ参照

※4 「退職時までの繰下げ」は22ページ参照

「退職金の受取方法」を選択しましょう！（2）

◆社員等であった期間(2ページ参照)が20年以上の場合の選択肢

☐ 「一時金」で受け取る

☐ 60歳^(注)から「年金」^{※5}(5年確定年金)で受け取る (注)60歳以上で退職する場合は退職時または65歳到達のいずれか早い方。

★60歳未満で退職した方は、次の選択肢も選択可能です。

☐ 「他の制度」^{※2}に移して将来の年金につなげる(ポータビリティ)

★2021.3.31以前に社員等になった方で65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方は、
次の選択肢も選択可能です。

☐ 年金の受取開始時期を「66～75歳まで繰下げる(遅らせる)」^{※6}

★2021.4.1以降に社員等になった方で65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方は、
次の選択肢も選択可能です。

☐ 年金の受取開始時期を「YKKグループ退職時まで繰下げる(遅らせる)」^{※4}

※2 「他の制度に移す(ポータビリティ)」は23～24ページ参照

※4 「退職時までの繰下げ」は22ページ参照

※5 「年金の送金や税金」は20ページ参照

※6 「66～75歳までの繰下げ」は21ページ参照

「退職金の受取方法」を選択しましょう！（2）

退職金

	主なメリット	主なデメリット
一時金 で受け取る	・次の方は退職所得控除※1のメリットを受けられる。 → 2021.3.31以前に社員等になった方 → 2021.4.1以降に社員等になり65歳到達日以前に退職する方	・年金で受け取ることができない。 ・2021.4.1以降に社員等になった方で65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方は、65歳到達時は在職中のため退職所得控除※1が受けられない。（一時所得※3）
年金※5 （5年確定年金） で受け取る	・5年間だけだが、将来年金として受け取ることができる。（終身年金ではない点は注意） ・万が一亡くなった場合、5年間のうち年金で受け取っていない期間分は、ご遺族が一時金で受け取れる。	・退職所得控除※1のメリットが受けられない。 ・60歳未満の場合、年金を受け取れる年齢になるまでは利息が付かない。 ・年金の受給開始後は、原則一時金で受け取ることができない。 ・年金受給中は、毎年確定申告が必要。
他の制度※2 に移す	・移した先の制度に応じて、年金として受け取ることができる。 ・再就職先の制度に移す場合、再就職先の制度と通算が可能。	・受け取れる給付に確定給付企業年金(DB)もある場合、DBも同じ制度に移す必要がある。 ・退職所得控除※1のメリットが受けられない。
年金の 受取開始時期を 66～75歳まで 繰下げる※6	・繰下げ中は利息がつく。 ・繰下中や繰下げた年齢時に年金に代えて一時金で受け取っても、退職所得控除※1のメリットを受けられる	・利息は10年国債の応募者利回りをもとに算出されるため、状況によっては利息がつかない場合がある。
年金の 受取開始時期を 退職時まで 繰下げる※4	・繰下げ中は利息がつく。 ・退職時に年金に代えて一時金で受け取ることで、退職所得控除※1のメリットを受けられる。	・利息は10年国債の応募者利回りをもとに算出されるため、状況によっては利息がつかない場合がある。

※1 「退職所得控除」は18ページ参照

※3 「一時所得」は19ページ参照

※5 「年金の送金や税金」は20ページ参照

※2 「他の制度に移す（ポータビリティ）」は23～24ページ参照

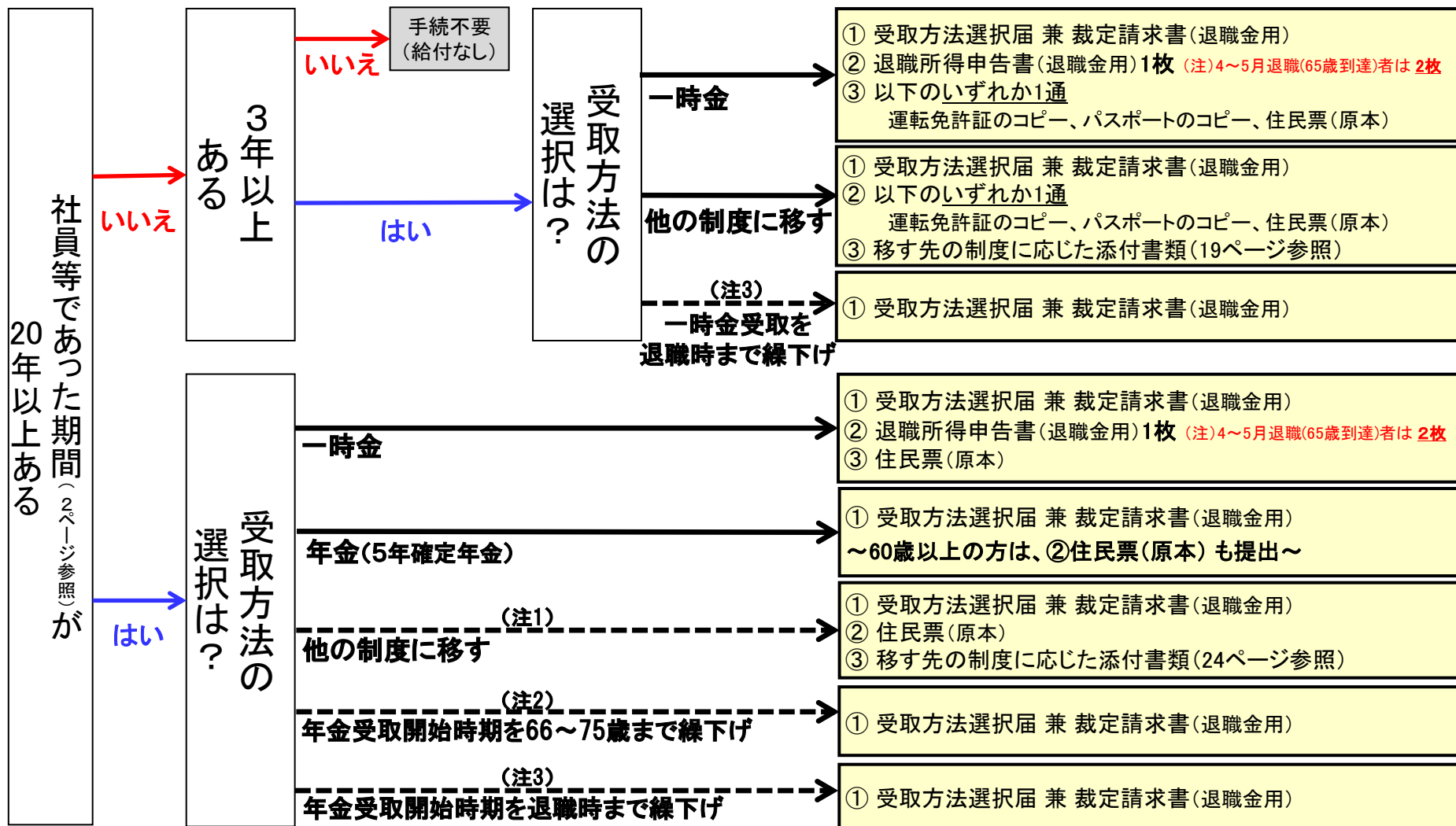
※4 「退職時までの繰下げ」は22ページ参照

※6 「66～75歳までの繰下げ」は21ページ参照

「退職金の提出書類」を確認しましょう！

退職金

「社員等であった期間」と選択した「受取方法」によって、提出書類は異なります。



(注1) 60歳未満の退職者のみ選択可能

(注2) 2021.3.31以前に社員等になった方で65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方のみ選択可能。

(注3) 2021.4.1以降に社員等になった方で65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方のみ選択可能。

＜住民票を添付する際の注意点＞ 発行から6か月以内のもので、コピーは不可。個人番号(マイナンバー)・住民票コードの記載がない住民票をお願いします。

＜退職した後に氏名変更する(会社へ氏名変更の届出せず退職)際の注意点＞ 選択内容に関わらず、本人証明書類は戸籍抄本(原本)が必要です。

＜提出期限・提出先＞ 最後のページで確認してください。

(注) 訂正する場合

二重線で取消した上に、氏名欄の横に押した印と同様の印を押してください。
(修正液・修正テープ不可)
正しい訂正処理でない場合、一旦返却し訂正をお願いする場合があります。

【氏名】 戸籍上の氏名を自署で記入してください。

【押印欄】 シャチハタ不可です。

【退職年月日】 65歳到達の方は「65歳誕生日の前日」を記入してください。

【最終出社日】 最終出社日未定や、65歳到達の方は記入不要です。

【退職日時点の住民票住所】

65歳到達の方は「退職日」を「65歳誕生日の前日」と読み替えてください。

【退職日以降の書類送付先】

退職日時点の住民票住所欄に記入した住所と「同じ」か「異なる」かを
チェックして、異なる場合のみ記入してください。
手続完了のご案内はこちらの住所に送付となります。

【メールアドレス】

記入は任意です。確認が必要な場合には基金からは原則電話で連絡しますが、不在時等はメールまたはSMSで連絡する場合があります。
記入する際は個人のメールアドレスを記入してください。

【電話番号】

自宅と携帯の電話番号を記入してください。(どちらか一方は記入必須)

<受取方法>

社員等であった期間が「20年未満」か「20年以上」かによって、選択できる受取方法は異なります。選択肢によるメリット・デメリット(5、7ページ参照)を考慮の上で選択してください。

<振込先>

選択した受取方法の横に「振込先記入」と指示がある場合は、希望する振込先を記入してください。

* 郵便局の場合は、5桁と8桁の記号番号ではなく、「ゆうちょ銀行、店名(漢数字3つ)、7桁の口座番号」で記入してください。

口座名義は、結婚等により、基本事項欄に記入した氏名と異なる名義になる場合のみ余白に記入してください。

* お預かりした個人情報、年金または一時金受給手続に使用し、第三者に開示・提供することはありません。

* 本人が意思決定できない場合や、自筆できない場合はYKK企業年金基金(03-3864-2086)へご連絡ください。

【退職所得の申告書(退職金用)の記入見本】

退職金

退職所得となる場合、この申告書の提出が必要ですが、一時金の20.42%相当額が所得税及び退職給付所得税として源泉徴収され、 記入見本											
年 月 日		令和 年 分		退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書【退職金用】							
居住 税務署長 市町村長		税務署長 市町村長		税務署長 市町村長		税務署長 市町村長		税務署長 市町村長		税務署長 市町村長	
現住所		東京都千代田区神田和泉町1番地 秋葉コート101号室									
氏名		年金 太郎									
その年の1月1日現在の住所		東京都千代田区神田和泉町1番地 秋葉コート101号室									
支払者		YKK企業年金基金									
所在地		東京都千代田区千代田1-1-3									
名称		YKK企業年金基金									
法人番号		20100001146005									
この欄には、すべての退職金等が支払を受けたことがない場合は、この欄に記入してください。この欄に記入する場合は、この欄に記入してください。											
A ①退職金の支払を受けることになった年月日 令和 4 年 6 月 30 日											
②退職の区分 一般 () 生活 有 () 障害 有 ()											
あなたが前年中に他に退職金等の支払を受けたことがある場合には、この欄に記入してください。											
B ③あなたが前年中に他に退職金等の支払を受けたことがある場合には、この欄に記入してください。											
C ④あなたが前年中に他に退職金等の支払を受けたことがある場合には、この欄に記入してください。											
D ⑤あなたが前年中に他に退職金等の支払を受けたことがある場合には、この欄に記入してください。											

青枠で囲んでいる、本人欄・A欄を記入。

【本人欄】※注意※ 個人番号は絶対に記入しないでください！

- ・「現住所」には、退職日(又は65歳到達日)以降の書類送付先を記入。
- ・「氏名」は戸籍氏名を記入。(押印不要)
- ・「その年の1月1日現在の住所」とは、退職した年(65歳到達の方は65歳誕生日前日を含む年)の1月1日時点の住所を指します。「現住所」と同じ場合は、「同じ」に○を記入。「現住所」と異なる場合は、「相違」に○を記入し、右に1月1日時点の住所を記入。

【A欄】

- ① 退職日(65歳到達の方は65歳誕生日前日)を記入。
- ② 在職中に障がい者となったことに直接起因して退職した方は「障害」に○を記入し、()内に障がいの状態と、身体障害者手帳の交付年月日を記入。それ以外の方は「一般」に○を記入。生活扶助は「無」に○を記入。

* 参考 * 退職年又は65歳到達年の1/1において生活保護を受けている人のみ生活扶助「有」に○となります。

- ③ 「自」には準社員見習以上での「入社日」を記入。「至」には「退職日(65歳到達の方は65歳誕生日前日)」を記入。勤続年数(1年未満は1年に切上)を記入。

例) H12.4.1契約社員で入社しH15.4.1社員へ昇格。その後R4.4.1に退職。

(自) 平15年 4月 1日

(至) 令 4年 4月 1日 19年0ヵ月1日 ⇒ 20年

他に退職所得として受け取った一時金(確定拠出年金の一時金等)がある場合はその一時金の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」のコピーを提出してください。提出されたものをもとに、同年中に支払を受けている場合はB欄に、前年以前4年以内に支払を受けている場合はC欄に、基金側で記入します。



4~5月退職の人で「退職所得の申告書」の提出が必要な方は【退職金用】は2枚必要です！

「確定給付企業年金(DB)の受取方法」を選択しましょう！（1）

確定給付
企業年金
(DB)

◆社員等であった期間(2ページ参照)が3年以上20年未満の場合の選択肢

☐ 「一時金」で受け取る

☐ 「他の制度※2」に移して将来の年金につなげる(ポータビリティ)

	主なメリット	主なデメリット
一時金 で受け取る	・退職所得控除※1のメリットを受けられる。	・年金として受け取ることができない。
他の制度※2 に移す	・移した先の制度に応じて、年金として受け取ることができる。 ・再就職先の制度に移す場合、再就職先の制度と通算が可能。	・退職金も同じ制度に移す必要がある。 ・退職所得控除※1のメリットが受けられない。

(注)社員等であった期間が20年未満の方の一時金は、退職から10年で時効となりますのでご注意ください。
*社員等になった日が2020.4.1以降の方は、10年ではなく5年で時効となります。

※1「退職所得控除」は18ページ参照
※2「他の制度に移す(ポータビリティ)」は23～24ページ参照

「確定給付企業年金(DB)の受取方法」を選択しましょう！（2）

確定給付
企業年金
(DB)

◆社員等であった期間(2ページ参照)が20年以上の場合の選択肢

☐ 「一時金」で受け取る

☐ 60歳^(注)から「年金」※⁵_(15年保証付終身年金)で受け取る (注) 60歳以上の退職者は、「退職時」または「65歳」のいずれか早い方

★60歳未満で退職した方は、次の選択肢も選択可能です。

☐ 「他の制度」※²に移して将来の年金につなげる(ポータビリティ)

★65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方は、次の選択肢も選択可能です。

☐ 年金の受取開始時期を「66～75歳まで繰下げる(遅らせる)」※⁶

※2 「他の制度に移す(ポータビリティ)」は23～24ページ参照

※5 「年金の送金や税金」は20ページ参照

※6 「66～75歳までの繰下げ」は21ページ参照

「確定給付企業年金(DB)の受取方法」を選択しましょう！（2）

確定給付
企業年金
(DB)

	主なメリット	主なデメリット
一時金 で受け取る	・退職所得控除※1のメリットを受けられる。	・年金で受け取ることができない。 ・ 年金なら終身受け取れるが、一時金だと保証期間分しか受け取れない。
年金 ※5 (15年保証付 終身年金) で受け取る	・ 終身年金なので、存命の限り年金が受け取れ、長生きする程、受取総額が大きくなる。 ・万が一亡くなっても、15年間の保証期間のうち、受け取っていない期間分は、ご遺族が一時金で受け取れる。	・ 退職所得控除※1のメリットが受けられない。 ・年金の受給開始後、5年経過するまでは原則一時金で受け取ることができない。 ・年金受給中は、毎年確定申告が必要。
他の制度 ※2 に移す	・移した先の制度に応じて、年金として受け取ることができる。 ・再就職先の制度に移す場合、再就職先の制度と通算が可能。	・ 退職金も同じ制度に移す必要がある。 ・ 退職所得控除※1のメリットが受けられない。
年金の 受取開始時期を 66～75歳まで 繰下げる ※6	・繰下げた年齢に応じて保証期間中の年金額が増額。 ・繰下満了時に年金に代えて一時金で受け取っても、退職所得控除※1のメリットを受けられる	・繰り下げ年齢に応じて保証期間は短くなる。 ・ 保証期間終了後は、年金額が通常の金額に戻る。 (増額された年金が終身受け取れる訳ではない)

＜参考＞ 加入者期間20年以上の方が60歳未満で退職し受取方法を「年金」で選択した場合、60歳到達時に再度「年金」か「一時金」か受取方法を選択することができます。60歳到達時に「一時金」を選択した場合、一時金額は60歳の支給率で計算し直すため、退職時の一時金額より金額が大きくなります。

(退職時～60歳になるまでは、退職時の年齢に応じた支給率で計算した一時金額となり、金額は変わりません。)

※1 「退職所得控除」は18ページ参照

※2 「他の制度に移す(ポータビリティ)」は23～24ページ参照

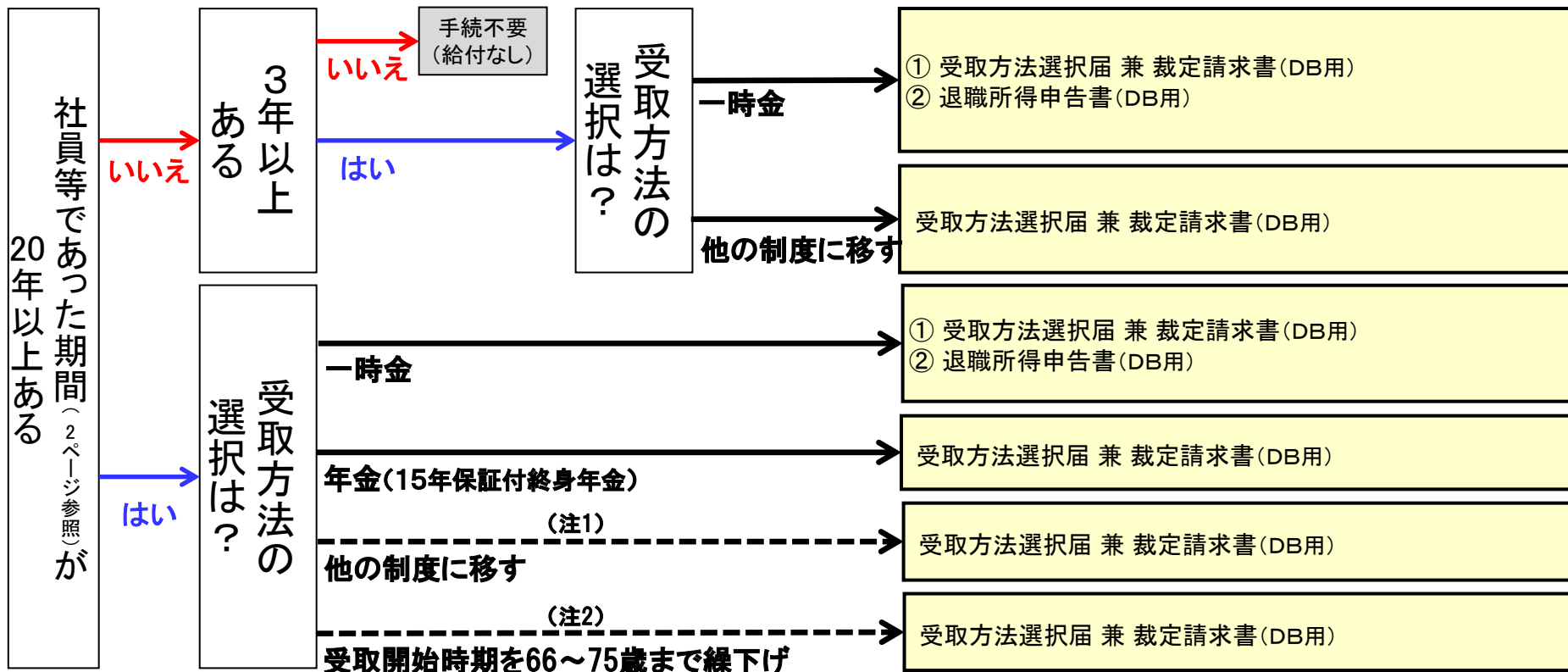
※5 「年金の送金や税金」は20ページ参照

※6 「66～75歳までの繰下げ」は21ページ参照

「確定給付企業年金(DB)の提出書類」を確認しましょう！

確定給付
企業年金
(DB)

「社員等であった期間」と選択した「受取方法」によって、提出書類は異なります。



【受取方法選択届 兼 裁定請求書(DB用)の記入見本】

＜提出経路＞> >> YKK企業年金基金		取方法選択届 兼 裁定請求書		(DB用)	記入見本
別紙(送付)で内容を確認した上で、「確定給付企業年金(DB)」について以下のとおり受取方法を選択します。 また、選定された「裁定請求書」の内容に基づいた手続きを申請します。					
YKK企業年金基金 御中		届出日		令和 4 年 6 月 1 日	
所 属		YKK ○○部 △△G		職場 TEL 999-999	
従業員番号		フリガナ (戸籍上の氏名) 金屋		ネンキン タロウ 年金 太郎	
生年月日		昭和・平成 50 年 5 月 5 日		性別 男・女	
退職年月日		令和 4 年 6 月 30 日		最終出社日 (予定日) 令和 4 年 6 月 20 日	
●退職日時点の住民票住所(必須)		*退職日時点の生活の本拠地が海外の場合は海外住所を記入。 *「退職日＝日本出国日(または日本人入国日)」の場合は、日本の住民票住所を記入。			
国内		〒 930 - 1234 富山 県 市 区 吉田200 YKKアパート111号室 (退職に伴い生活の本拠地を海外に移す予定がある場合) □ 日本出国日: 令和 年 月 日 *英語で記入			
海外		(生活の本拠地を海外に移した日) □ 日本出国日: 平成 年 月 日 (生活の本拠地を日本に移す予定) □ 未定(退職後1年内以内は) □ 無 □ 有(日本人入国日: 令和 年 月 日) *英語で記入			
●退職日以降の書類送付先(該当する方にチェック)		□ 上記と同じ(記入不要) ☒ 上記と異なる(要記入)			
国内		〒 101 - 1234 東京 都 千代田 市 神田和泉町1番地 秋葉コート101号室 (※アパート・マンション名まで記入)			
海外		*英語で記入			
E-mail(任意)		@			
電話番号 (どちらか方は必須)		自宅 03 - 9999 - 9999 携帯 090 - 9999 - 9999			
受取方法		社員等であった期間(入社月～退職月)が20年未満の人 ☐ 一時金で受取る ⇒ 振込先記入・添付書類必要 ☐ 他の制度に移す (移す制度にOをしてください) 【企業年金連合会・個人型DC・企業型DC・確定給付企業年金・厚生年金基金】 社員等であった期間(入社月～退職月)が20年以上の人 ☐ 60歳から年金(15年保証付終身年金)で受取る ⇒ 60歳以上の方は振込先記入 ※60歳以上で退職した場合は退職または65歳のいずれか早い方から ☐ 一時金で受取る ⇒ 振込先記入・添付書類必要 ☐ 他の制度に移す (移す制度にOをしてください) 【企業年金連合会・個人型DC・企業型DC・確定給付企業年金・厚生年金基金】 次の選択肢は、65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方のみ選択可能 ☐ 支給開始時期を66～75歳に繰り下げる(遅らせる) ⇒ 繰下希望年齢 [66歳・67歳・68歳・69歳・70歳・71歳・72歳・73歳・74歳・75歳] にOをしてください			
注) 66～75歳に繰り下げた方が退職金を年金で受取る場合、同じ年齢に繰り下げるとはならない。					
振込先		フリガナ アキハバラ		フリガナ クロベ	
秋葉原		銀行 信用金庫 農協 労働金庫 信用組合		種別 支社・支所 出張所 営業部	
口座名義		黒部		口座番号(右詰)	
*基本事項欄の氏名(フリガナ)と異なる場合は念頭に記入		基本事項欄の氏名(フリガナ)と同じ		普通 1 2 3 4 5 6 7	

(注) 訂正する場合

二重線で取消した上に、氏名欄の横に押した印と同様の印を押してください。
(修正液・修正テープ不可)

正しい訂正処理でない場合、一旦返却し訂正をお願いする場合があります。

＜基本項目＞

【氏名】 戸籍上の氏名を自署で記入してください。

【押印欄】 シャチハタ不可です。

【退職年月日】 65歳到達の方は「65歳誕生日の前日」を記入してください。

【最終出社日】 最終出社日未定や、65歳到達の方は記入不要です。

【退職日時点の住民票住所】

65歳到達の方は「退職日」を「65歳誕生日の前日」と読み替えてください。

【退職日以降の書類送付先】

退職日時点の住民票住所欄に記入した住所と「同じ」か「異なる」かを
チェックして、異なる場合のみ記入してください。

④ 手続き完了のご案内はこちらの住所に送付となります。

【メールアドレス】

記入は任意です。確認が必要な場合には基金からは原則電話で連絡しますが、不在時等はメールまたはSMSで連絡する場合があります。

記入する際は個人のメールアドレスを記入してください。

【電話番号】

自宅と携帯の電話番号を記入してください。(どちらか一方は記入必須)

<受取方法>

社員等であった期間が「20年未満」か「20年以上」かによって、選択できる受取方法は異なります。選択肢によるメリット・デメリット(11、13ページ参照)を考慮の上で選択してください。

<振込先>

選択した受取方法の横に「振込先記入」と指示がある場合は、希望する振込先を記入してください。

* 郵便局の場合は、5桁と8桁の記号番号ではなく、「ゆうちょ銀行、店名(漢数字3つ)、7桁の口座番号」で記入してください。

口座名義は、結婚等により、基本事項欄に記入した氏名と異なる名義になる場合のみ余白に記入してください。

* お預かりした個人情報、年金または一時金受給手続に使用し、第三者に開示・提供することはありません。

* 本人が意思決定できない場合や、自筆できない場合はYKK企業年金基金(03-3864-2086)へご連絡ください。

【退職所得の申告書(DB用)の記入見本】

確定給付
企業年金
(DB)

退職所得となる場合、この申告書の提出が必須です。一時金の20.42%相当額が所得税及び復興特別所得税として課税されます。		記入 見本
年 月 日	令和 年 分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書【DB用】	
貴職 税務署長 市町村長	期約(基金)番号 5 5 0 1 7 加入者(員)番号	
本人 現住所	東京都千代田区神田和泉町1番地 秋葉コート101号室	従業員番号 1234567
氏名	年金 太郎	個人番号
その年の1月1日 現在の住所	増える場合は 右にご記入ください 〒930-1234 富山県高岡市吉田200 YKKアパート111号室	
支払者 所在地	大阪府豊中市 新千代田1-1-3	名称 YKK企業年金基金 法人番号 2 0 1 0 0 0 1 1 4 6 0 0 5
この申告書は、すべての人が提出してください。あなたが、前年度退職金等の支払を受けたことがない場合には、この申告書の提出は必要ありません。		
A ① 退職日	平成 4 年 6 月 30 日	この申告書の提出から受ける 退職金等に関する勤続期間 平成 10 年 4 月 1 日 平成 4 年 6 月 30 日 25 年
② 退職の区分	○ 一般 () 生活扶助 ○ 障害	うち特定役員等勤続期間 無 うち短期勤続期間 無
あなたが本年中に他にも退職金等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記入してください。		
B ③ 本年中に支払を受けた 他の退職手当等	勤続期間(自) 年 月 日 勤続期間(至) 年 月 日 年数 収入金額 源泉徴収額 市町村税 道府県民税	
④ 受給資格取得年月日	支払を受けた年月日 退職の区分 支払者の所在地・名称	
B ⑤ 本年中に支払を受けた 他の退職手当等	勤続期間(自) 年 月 日 勤続期間(至) 年 月 日 年数 収入金額 源泉徴収額 市町村税 道府県民税	
⑥ 受給資格取得年月日	支払を受けた年月日 退職の区分 支払者の所在地・名称	
B ⑦ 本年中に支払を受けた 他の退職手当等	勤続期間(自) 年 月 日 勤続期間(至) 年 月 日 年数 収入金額 源泉徴収額 市町村税 道府県民税	
⑧ 受給資格取得年月日	支払を受けた年月日 退職の区分 支払者の所在地・名称	
C ⑨ ③と④の通算勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
⑩ うち特定役員等勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
⑪ うち一般勤続期間との重複勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
⑫ うち短期勤続期間との重複勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
⑬ うち全重複勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
⑭ うち短期勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
⑮ うち一般勤続期間との重複勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
あなたが前年以前4年以内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年以内(令和4年3月以前の 支給の開始日は4年以内))に退職金等の支払を受けたことがない場合には、このC欄に記入してください。		
C ⑯ 受給資格取得年月日	勤続期間(自) 年 月 日 勤続期間(至) 年 月 日 退職の区分 支払者	
⑰ 収入金額 源泉徴収額 市町村税 道府県民税	支払を受けた年月日 一般 所在地	
⑱ ⑯又は⑰の勤続期間のうち、⑯の勤続期間と重複している期	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
⑲ ⑳うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
㉑ ㉒うち短期勤続期間との重複勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
A又はBの退職金等に関する勤続期間のうち、前年度に支払を受けた退職金等に関する勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その 通算された勤続期間を記入してください。		
D ㉓ ③の退職金等に関する勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
㉔ ④の退職金等に関する勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
㉕ ⑤の退職金等に関する勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
㉖ ⑥の退職金等に関する勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
㉗ ⑦の退職金等に関する勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
㉘ ⑧の退職金等に関する勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
㉙ ⑨の退職金等に関する勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
㉚ ⑩の退職金等に関する勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
㉛ ⑪の退職金等に関する勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
㉜ ⑫の退職金等に関する勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
㉝ ⑬の退職金等に関する勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
㉞ ⑭の退職金等に関する勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	
㉟ ⑮の退職金等に関する勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日 年数	

緑枠で囲んでいる、本人欄・A欄を記入。

【本人欄】※注意※ 個人番号は絶対に記入しないでください！

- ・「現住所」には、退職日(又は65歳到達日)以降の書類送付先を記入。
- ・「氏名」は戸籍氏名を記入。(押印不要)
- ・「その年の1月1日現味の住所」とは、退職した年(65歳到達の方は65歳誕生日前日を含む年)の1月1日時点の住所を指します。「現住所」と同じ場合は、「同じ」に○を記入。「現住所」と異なる場合は、「相違」に○を記入し、右に1月1日時点の住所を記入。

【A欄】

- ① 退職日(65歳到達の方は65歳誕生日前日)を記入。
- ② 在職中に障がい者となったことに直接起因して退職した方は「障害」に○を記入し、()内に障がいの状態と、身体障害者手帳の交付年月日を記入。それ以外の方は「一般」に○を記入。生活扶助は「無」に○を記入。

* 参考 * 退職年又は65歳到達年の1/1において生活保護を受けている人のみ生活扶助「有」に○となります。

- ③ 「自」には準社員見習以上での入社日を記入。「至」には退職日(65歳到達の方は65歳誕生日前日)を記入。勤続年数(1年未満は1年に切上)を記入。

例) H12.4.1 契約社員で入社し H15.4.1 社員へ昇格。その後 R4.4.1 に退職。
(自) 平15年 4月 1日
(至) 令 4年 4月 1日 19年0ヵ月1日 ⇒ 20年

他に退職所得として受け取った一時金(確定拠出年金の一時金等)がある場合はその一時金の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」のコピーを提出してください。提出されたものをもとに、同年中に支払を受けている場合はB欄に、前年以前4年以内に支払を受けている場合はC欄に、基金側で記入します。

「確定拠出年金(DC)の手続」を確認しましょう！

◆◆ 60歳未満で退職された方 ◆◆

DCは退職後、すぐ受け取ることはできず、原則、他の制度に移す手続が必要です。

(手続は 退職から6ヵ月以内 に行う必要があります。)

DCの退職後の手続方法や提出先は、皆さんの退職後の状況等によって変わります。

退職時のDCの口座状況については、みずほグループの各種サービス※で確認することができます。

※ 退職後6ヵ月まで利用可能です。利用するにはDCの口座番号とパスワードが必要になるため、事前にご用意ください。



DCの手続等については別途お渡ししている「**60歳未満で退職される方へ**」のDCリーフレットで確認してください！

◆◆ 60歳以上で退職された方、または、65歳に到達された方 ◆◆

60歳以上の退職時(または65歳到達時)に受取開始年齢に達していれば、受取手続をすることができます。

受取開始年齢は、DCの加入者等期間(YKKグループ以外のDC制度の加入者期間や運用指図者の期間も含みます)に応じて60～65歳となっており、受取開始時期の上限である75歳までの間で受取時期を自分で選択できます。

(受取開始年齢は、退職後、JIS&T社※から届く案内で確認できます。)

受取開始年齢に達していない場合、達するまで受け取りはできず、引き続き運用を続けていく必要があります。

受取開始年齢に達した場合は、JIS&T社※から受取に関する手続案内が届きます。

案内に従って必要書類を準備し JIS&T社※へ提出してください。(会社や基金への提出ではありません。)

※ YKKグループの業務委託を受け、DCの記録管理や手続等を行っている会社です。



DCの手続等については別途お渡ししている「**60歳以降に退職される方へ**」のDCリーフレットで確認してください！

「退職所得控除」について

退職金やDBの一時金は、退職に起因する場合、原則“退職所得”となります。

「退職所得控除」とは、この退職所得に対し、勤続年数に応じて税金が免除されるしくみです。

* 2021.3.31以前に社員等になった方で65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方は、「65歳＝旧定年」という取り扱いとなり、65歳時及び66～75歳の繰下時に受け取る一時金は在職中であっても“退職所得”とみなされます。

$$\text{一時金にかかる税金} = (\text{ア} - \text{イ}) \times 1/2^{(\text{注})} \times \text{税率}(\text{表1})$$

(ア) 一時金で受け取った「退職金」と「確定給付企業年金(DB)」等の退職所得の合計額

(イ) 退職所得控除

勤続年数(1年未満の端数は1年に切上)に応じて計算

[勤続年数] 2年未満・・・80万円
 2～20年以下・・・勤続年数×40万円
 20年以上・・・800万円＋70万円×(勤続年数－20年)

- * 障がいとなったことに直接起因して退職した場合、上記に100万円加算されます
- * 受取時期を65歳以降に繰下げた場合も、退職所得控除額の基礎となる勤続期間は65歳までの期間となります。(繰下中の期間は含みません)

(表1) 税率 <累進課税で乗じた後、控除額を差引きます。>

(ア－イ)×1/2の金額 * 千円未満端数切捨	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

* 復興特別所得税が適用されている期間は、所得税額の2.1%が追加で徴収されます。
 (1円未満端数切捨)

(注) 2022.1.1から適用された「短期退職手当等」の取扱いにより、勤続年数5年以内(但し特定役員は除く)で、(ア－イ)で計算した額が300万円を超える場合、300万円を超えた分については1/2が適用されません。

(注) 上記は所得税です。住民税は別途、(ア－イ)×1/2×住民税率(10%)がかかります。

※ 上記の取扱いは、退職日時点で国内に住所を有し、又は、1年以上居所を有している『居住者』に適用されます。

『非居住者』の場合や、『特定役員』に該当される場合は、上記の取扱いとは異なりますのでご注意ください。

※ 同年中に、別途会社等から退職所得に該当する一時金(SLSの加算金など)を受け取っている場合は(ア)に合算して税額を再計算します。

※ 送金時に税金処理は完了するため、原則 確定申告は不要です。(手続完了後、基金の業務委託先の三井住友信託銀行から、退職所得の源泉徴収票を送付します。源泉徴収票は、確定拠出年金(DC)の手続時に必要になる場合があるため大切に保管してください。)

「一時所得」について

「退職金」や「DB」の一時金を在職中に受け取る場合、原則“一時所得”となります。
送金時に源泉徴収は行わず、他の所得と合算して総所得金額を求めた後に納める税額を決める
(総合課税)ため、**確定申告が必要^(注)になる場合があります。**

(注)一時所得の課税対象額が20万円以下の場合、原則として確定申告は必要ありません。しかし、一時所得が20万円以下であっても確定申告が必要なケース(医療費控除など他の税制優遇措置を受けるため確定申告をする場合など)もあるため、確定申告の要否や詳細は最寄りの税務署等でご確認ください。

* 2021.3.31以前に社員等になった方で65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方は、「65歳＝旧定年」という取り扱いとなり、65歳時及び66～75歳の繰下時に受け取る一時金は在職中であっても、原則“退職所得”とみなされます。

* 2021.4.1以降に社員等になった方で65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方は、65歳時に一時金を受け取ると“一時所得”となりますが、受取時期を退職時まで繰下げれば、一時金を“退職所得”として受け取ることができます。

$$\begin{aligned}\text{一時所得の金額} &= (\text{ア} - \text{イ} - \text{特別控除50万円}) \\ \text{一時所得の課税対象額} &= \text{一時所得の金額} \times 1/2\end{aligned}$$

(ア) その年中の一時所得の総収入金額

(イ) その収入を得るために支出した金額の合計額

*「退職金」や「DB」は全額会社負担ですので、本人が支出した金額は0円になります。

※ 上記の取扱いは、退職日時点で国内に住所を有し、又は、1年以上居所を有している『居住者』に適用されます。

『非居住者』の場合は、上記の扱いとは異なりますのでご注意ください。

※ 同年中に、私保険の解約返戻金・満期保険金などがある場合は、(ア)や(イ)にその分を含める必要があります。

※ 手続完了後、基金の業務委託先の三井住友信託銀行から支払調書を送付しますので、確定申告の際にご利用ください。

「年金で受け取る場合の送金や税金」の取扱い

- ▶ 年金は、60歳到達月の翌月分(60歳以上で退職した場合は退職月の翌月分、65歳到達の場合は65歳到達月の翌月分)から支給となります。
- ▶ 退職金を年金で受け取る場合は、**5年の確定年金**です。
(万が一、5年間受け取る前に亡くなられた場合、残っている残高はご遺族に遺族一時金としてお支払いします。)
- ▶ DBを年金で受け取る場合は、**15年の支払保証付終身年金**です。
(万が一、15年間受け取る前に亡くなられた場合、残りの保証期間分を一時金に換算し、ご遺族に遺族一時金としてお支払いします。また、年金受給から5年経過し保証期間内であれば残りの保証期間分を一時金で受け取ることもできます。ただし年金で受け取る権利はなくなります。)
- ▶ 送金は、年6回(偶数月の1日。土日祝日の場合は翌営業日)で、前2ヵ月分を送金します。
(例)6/1の送金は、4月分と5月分の2ヵ月分の送金となります。(注)初回送金のみ奇数月となる場合もあります。
- ▶ 年金額に関わらず、支払時に7.5%(注)が源泉徴収されます。
(注)復興特別所得税が適用されている期間は、所得税額の2.1%が追加で徴収されます。
- ▶ 支払時に源泉徴収はされますが、国の年金も含めた年金額に対して、年齢に応じた一定の額まで税金が免除される「**公的年金等控除**」が受けられる税制優遇があります。
ただし、この税制メリットを受けるためには、毎年ご自身で確定申告を行う必要があります。

＜公的年金等控除額＞ * 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額1,000万円以下の場合。また年齢はその年の12/31時点で判断します。

65歳未満	
公的年金等収入	公的年金等控除額
130万円以下	60万円
130万円超 410万円以下	年金収入 × 25% + 27.5万円
410万円超 770万円以下	年金収入 × 15% + 68.5万円
770万円超 1,000万円以下	年金収入 × 5% + 145.5万円
1,000万円以下	195.5万円

65歳以上	
公的年金等収入	公的年金等控除額
330万円未満	110万円
330万円以上 410万円未満	年金収入 × 25% + 27.5万円
410万円以上 770万円未満	年金収入 × 15% + 68.5万円
770万円超 1,000万円以下	年金収入 × 5% + 145.5万円
1,000万円以下	195.5万円

※ 上記の取扱いは、退職日時点で国内に住所を有し、又は、1年以上居所を有している『居住者』に適用されます。
『非居住者』の場合、上記の取扱いとは異なりますのでご注意ください。

年金の繰下げ(66～75歳まで)について

退職金

確定給付
企業年金
(DB)

“2021.3.31以前に社員等になった方で65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方、かつ、加入者期間が20年以上ある方”は、「退職金」や「確定給付企業年金(DB)」の受取開始時期を、66～75歳の希望する年齢まで繰下げる(遅らせる)ことができます。

(注) 基金には65歳までしか加入することができないため、65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方は、『65歳到達日(誕生日前日)』に、基金の加入者ではなくなります。
あくまで、65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方が繰下げできる対象者であり、65歳到達日(誕生日前日)以前に退職または社員等でなくなった方は繰下げすることはできません。

【退職金】繰下中は、毎年4月に10年国債の応募者利回りをもとに算出される利息が付利されます。
(ただし、算出結果によっては、利息が付利されない場合もあります。)

【DB】繰下げ年齢に応じて年金額が増額されます。
15年の保証期間は、繰下げ年齢に応じて短くなり、保証期間終了(80歳到達)後は、繰下げる前の通常の年金額に戻るという点にご留意ください。
(通常の年金額に戻った後は終身支給)

年齢	繰下率	保証期間	年齢	繰下率	保証期間
66歳	1.0885	14年	71歳	1.8308	9年
67歳	1.1909	13年	72歳	2.0916	8年
68歳	1.3105	12年	73歳	2.4273	7年
69歳	1.4521	11年	74歳	2.8754	6年
70歳	1.6224	10年	75歳	3.5032	5年

～ 繰下げを選択する際の注意 ～

- ▶ 「退職金」は一時金で受け取って、「DB」は年金の受取開始時期を繰下げて受け取る、という選択は可能です。
(ただし、「DB」は一時金、「退職金」は繰り下げて受け取るという選択肢は不可)
- ▶ 「退職金」と「DB」両方を年金で受け取る場合、年金の受取開始時期は、両方を同一年齢にする必要があります。
(片方は繰下げせず65歳から年金で受け取り、もう片方は繰下げて年金で受け取るという選択は不可)
- ▶ 繰下年齢到達時に一時金で受け取った場合、繰下年齢に到達した年が退職所得の課税年となります。
(ただし、既に受け取った退職所得がある場合、原則 課税年は既に受け取った退職所得と同じ年となります。)
- ▶ 繰下年齢到達時には、改めて手続きが必要です。(自動的に給付は行われません。)

給付の繰下げ(退職時まで)について

退職金

確定給付
企業年金
(DB)

“2021.4.1以降に社員等になった方で65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方”は、「退職金」の受取時期を、退職時まで繰下げる(遅らせる)ことができます。

(注) 基金には65歳までしか加入することができないため、65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方は、『65歳到達(誕生日前日)』に、基金の加入者ではなくなります。

あくまで、65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方(65歳時に一時金を受け取ると一時所得となってしまう方)が繰下げできる対象者であり、65歳到達日(65歳誕生日前日)以前に退職または社員等でなくなった方は繰下げすることはできません。

【退職金】繰下中は、毎年4月に10年国債の応募者利回りをもとに算出される利息が付利されます。
(ただし、算出結果によっては、利息が付利されない場合もあります。)

65歳時に受け取ると在職中だから「一時所得」
でしか受け取れないと思っていたけど、
受取時期を退職時まで遅らせれば
「退職所得」で受け取ることができるんだね。



～ 繰下げを選択する際の注意 ～

- ・65歳到達時ではなく、退職時まで繰下げて一時金を受け取った場合、退職した年が退職所得の課税年となります。
(65歳到達時または退職前に一時金を受け取ると、一時所得となります。)
- ・退職した時には、改めて手続の必要があります。(自動的に給付は行われません。)

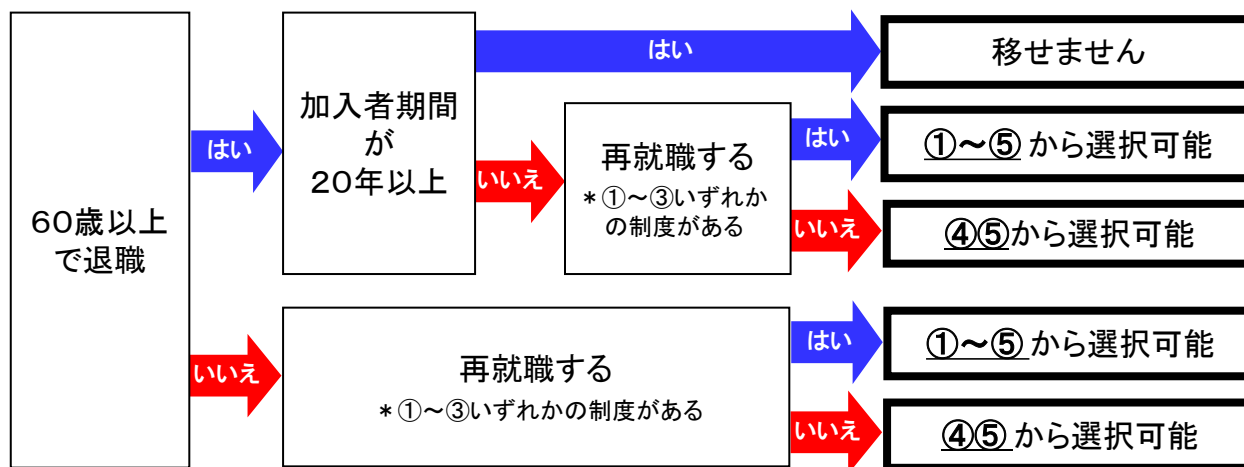
ポータビリティについて(移せる制度と申出期限)

退職金

確定給付
企業年金
(DB)

「退職金」や「確定給付企業年金(DB)」は、他の制度に移すこと(ポータビリティ)で、将来の年金に繋げることができます。

移せる制度の選択肢は、退職時の状況に応じて異なります。



- ① 企業型DC(確定拠出年金) ※1
- ② 確定給付企業年金(DB) ※2
- ③ 厚生年金基金 ※2
- ④ 個人型DC(確定拠出年金) ※3
- ⑤ 企業年金連合会

※1 再就職先で加入できる場合のみ選択可能。
※2 再就職先で加入でき、かつ、受入可能な規約がある場合のみ選択可。
(規約はご自身で再就職先に確認)
※3 移す時点で加入者(掛金拠出する)である場合のみ選択可。移換後であれば運用指図者(掛金拠出しない)になることは可能。
また、60歳以上の場合、厚生年金に加入または国民年金に任意加入している場合に限る。

【ポータビリティの申出期限】 原則「退職日から1年以内」が申出期限です。

- * ただし、③に移す場合は「退職日から1年以内」か「厚生年金基金の資格取得から3ヵ月以内」の早い方が申出期限となります。
- * 申出が期限内かの判断は、原則として、移換に必要な書類の到着ベース(書類に不備なし)となります。
- * 申出期限を過ぎた場合は移すことができません。

(注) 詳細をお聞きになりたい方は、YKK企業年金基金 へお問い合わせください。

ポータビリティについて(各制度の概要と問い合わせ先)

退職金

確定給付
企業年金
(DB)

① 企業型DC	自身で運用を行い、その結果で受け取れる年金額が決まります。 制度の詳細は、再就職先に確認してください。 <基金に提出が必要な添付書類> 移換申出書
② 確定給付企業年金(DB)	加入期間や退職時の年齢などに応じて年金額が予め決められています。 制度の詳細は、再就職先に確認してください。 <基金に提出が必要な添付書類> 移換申出書・移換通知書
③ 厚生年金基金	加入期間や退職時の年齢などに応じて年金額が予め決められています。 制度の詳細は、再就職先に確認してください。 <基金に提出が必要な添付書類> 移換申出書・移換通知書
④ 個人型DC * iDeCo(イデコ)ともいいます <問い合わせ先> イデコダイヤル: 0570-086-105 (050で始まる電話番号でかける 場合は、03-4333-0009) 	加入者(掛金拠出・運用可)または運用指図者(運用のみ可)とすることができます。 (状況によっては、運用指図者にしかねない場合もあります。) 加入者となる場合は、月額5,000円以上(任意)の掛金を積立てて自分で運用します。 運用する商品は自己責任で選択し、その運用結果に応じて給付額が決定します。 運営は国民年金基金連合会が行っていますが、手続は、銀行や信用金庫などの 金融機関(受付金融機関)が窓口となります。 各種費用(移す際や移した後の各種手数料など)や運用商品およびサービス内容等 は、金融機関によって異なるため、自分でどの金融機関をパートナーにするかを決める 必要があります。 個人型DCについては、別途お渡ししているDCのリーフレットを参考にしてください。 <基金に提出が必要な添付書類> 移換申出書
⑤ 企業年金連合会 <問い合わせ先> 〒105-0011東京都港区芝公園2-4-1芝パークビルB館10F 年金サービスセンター 年金相談室 TEL: 0570-02-2666(PHS・IP電話は03-5777-2666) 	・年金額は、移す時の年齢に応じた年利(※1)で計算されます。 ※1 年利は右のQRコードから確認できます。 ・移す際には、移す額や年齢に応じた事務費(※2)がかかります。 ※2 事務費＝定額事務費1,100円＋定率事務費(上限33,000円) ・年金額や事務費(※3)がいくらになるかシミュレーションできます。 ※3 シミュレーションは右のQRコードから確認できます。 <基金に提出が必要な添付書類> ありません ※1  ※3 

(注)退職時に受け取れる給付が「退職金」と「DB」両方ある方が「他の制度に移す(ポータビリティ)」場合は、両方併せて移す必要があります。

(注)基金に提出が必要な添付書類は、移す先の制度からご自身で入手し、必要事項を記入の上、他の書類と併せて基金に提出してください。

よくあるQ&A

共通

Q1:前年度末(3月末)の見込額ではなく、退職時の見込額を教えてください。

A1:退職時の見込額は通知していません。おおよその金額は確認できますので、退職金・DBは直近9月に通知している「退職給付見込額のお知らせ」で確認してください。または基金HPのシミュレーションを活用ください。(3ページ参照)
再発行を希望される方は、3ページをご確認の上、基金へご連絡ください。
DCの口座状況は、毎年1回(2月)に郵送で通知されていますが、みずほグループ各種サービス(PCサイト・コールセンター等)を利用すれば、各自で随時確認することができます。

Q2:本人確認書類(住民票 等)に記載している住所が、退職日時点の住民票住所と異なりますが大丈夫ですか？

A2:本人確認書類で確認しているのは、「氏名」と「生年月日」のため、本人確認書類に記載してある住所が退職日時点の住民票住所と相違していても問題ありません。

Q3:退職時の受取方法をどのように選んでよいかわかりません。一番良い受取方法は何ですか？

A3:受取方法は、みなさんのライフ(マネー)プランによっても変わるため、一概に何が良いとは言えません。
ただ、状況としては、社員等であった期間が20年未満の方は一時金を選択される方が多く、20年以上の方は「退職金」は退職所得控除のメリットを享受するため 一時金、「DB」は終身年金のため年金を選択する方が多いように思います。
また、2021.4.1以降に社員等となった方で65歳誕生日時点でYKKグループ勤務の方は、退職金を65歳時に一時金で受け取ると一時所得となるため、退職所得として受け取りたい方は、受取時期を退職時まで繰り下げていただく方が良いかと思います。

Q4:受取方法を「年金」にして、万が一、年金で受け取る前(または受給中)に死亡した場合はどうなりますか？

A4:万が一、年金で受け取る前や受給中に亡くなった場合は、年金の支払保証期間(DBは15年、退職金は5年)分のうち、残っている期間分を一時金に換算して、ご遺族に「遺族一時金」としてお支払いします。

Q5:場合によっては添付書類に「住民票(原本)」がありますが、なぜ住民票が必要なのですか？コピーではダメですか？

A5:社員等であった期間(2ページ参照)が20年以上ある方は、YKK企業年金基金からの給付額(年金や一時金)が大きく、給付を行うにあたり、生年月日確認書類として住民票の原本を提出していただくという決まり事(規約)があるためです。
(20年未満の人の添付書類は住民票以外でもOKとしています。)

Q6:加入者期間が20年以上あります。「DB」を一時金で受け取り、「退職金」を年金で受け取ることはできますか？

A6:受け取れる退職給付が「退職金」と「DB」の2つある方は、年金の軸は「DB」になりますので、「DB」を一時金で受け取り、「退職金」を年金で受け取るという選択はできません。「退職金」は一時金で「DB」は年金、または、両方年金という選択は可能

Q7:他の制度(転職先の制度等)へ移したいのですが、提出期限までに書類が全て揃いません。どうしたらよいですか？

A7:他の制度へ移す選択をされる方は、企業年金連合会に移される方以外は、移す先の制度(転職先等)から、移すための書類を受け取ってからの提出になるため、期限までの提出が難しい場合がほとんどです。そのため、他の制度へ移す選択をされた方で期限までの提出が難しい場合は、事前に基金までその旨をご連絡いただき、全ての書類が揃ってから基金へご提出ください。

Q8:65歳到達者(2021.3.31以前入社で加入期間20年以上)ですが、「退職金」と「DB」で可能な受取方法の選択肢の組み合わせがよくわかりません。

A8:65歳到達者(2021.3.31以前入社で加入期間20年以上)の方は、「退職金」と「DB」が受け取れ、かつ、年金と一時金以外に、66～75歳まで繰下げできる選択肢があり複雑になっていますので、どの選択が可能かは、下の表で確認してみてください。

【65歳到達時の受取方法の組み合わせ(2021.3.31以前入社で加入期間20年以上の方)】

		退職金		
		65歳時に一時金	65歳から年金	66～75歳に繰下げ (65歳時に受け取らない)
DB	65歳時に一時金	○	×	×
	65歳から年金	○	○	×
	66～75歳に繰下げ (65歳時に受け取らない)	○ (注1) (注2)	×	○ (注1) (注3)

(注1) “繰下げ”を希望した場合、繰下希望の年齢到達時に改めて手続きが必要です。

(自動的に給付が行われる訳ではありません)

また、“繰下げ”を希望した場合、繰下希望の年齢到達前であっても、本人からの申出があり、手続きを行えば申出日時点の年齢における“年金”または“一時金”を受け取ることは可能です。

(注2) 繰下げた年齢到達時に、再度“年金”か“一時金”か“更に繰下げ”か、受取方法を選択することができます。

(注3) 繰下げる年齢は、「退職金」と「DB」は同じ年齢にする必要があります。

また、繰下げた年齢到達時に、「退職金」と「DB」は再度“年金”か“一時金”か“更に繰下げ”か受取方法を選択することができますが、以下の点に注意してください。

- ▶ 「退職金」を年金、「DB」を一時金で選択することはできません。
- ▶ 「退職金」と「DB」の両方を更に繰下げる場合は同じ年齢にする必要があります。

提出期限・提出先

共通

★「退職金」や「DB」の手続書類の提出期限

65歳到達以前に退職する方 … **退職月末日**

例) 5/20付退職の人は5/31までに基金必着

65歳に到達する方(65歳誕生日時点でYKKグループ勤務) … **65歳到達月末日**

例) 65歳の誕生日が5/1(65歳到達日は誕生日前日の4/30)の人は4/30までに基金必着

【一時金を選択した方の送金時期】 退職月(または65歳到達月)の翌月末日(土日祝日の場合は前営業日)

* ただし、提出期限までに不備なく書類が揃った場合に限りです。期限を経過した場合、基金が提出書類を受領した月の翌月末となります。

★「退職金」・「DB」の手続書類の提出先

<提出先> 〒101-8642 東京都千代田区神田和泉町1 YKK企業年金基金 宛

- * 郵送の際は、このページの左下を切り取って宛名ラベルとしてご利用いただくことができます。
- * 人事担当者等を経由、または、社内便(80ビル 3F 基金宛)を使つての基金提出でもOKです。(ただし提出期限は厳守！)
- * 「DC」の手続は会社や基金では行っていません。別途お渡ししているDCのリーフレットに基づき、ご自身で必要な手続を行ってください。



書類を提出する前に

「確認書」で書類に不備がないか必ず確認しましょう！

*** 「確認書」も手続書類と一緒に送付してください**

↓↓↓ 郵送される際、点線部分を切り取って ↓↓↓
送付ラベルとしてご利用いただけます。

〒101-8642

東京都千代田区神田和泉町1
YKK企業年金基金 御中
(80ビル 3F)

- ・必要な提出書類は揃っていますか？
(8、14ページで添付書類は確認しましたか？)
- ・加入者期間に応じた受取方法にチェックしていますか？
- ・必要箇所に捺印(シャチハタ不可)しましたか？
- ・訂正箇所に印(名前横と同じ印)を押しましたか？
- ・住民票や申告書に個人番号(マイナンバー)の記載はしていませんか？
(**個人番号の記載があると受領できません！**)



期限までに
提出を！

